

斜里町合葬墓の手続き(概要)

○利用できる方

- 申請者（手続きをする方）
 - ①斜里町に住所または本籍がある人
- 埋葬者
 - ①斜里町に住所または本籍があった人
- その他
 - ①斜里町の霊園から合葬墓に改葬する方

いずれかに該当している方が利用できます

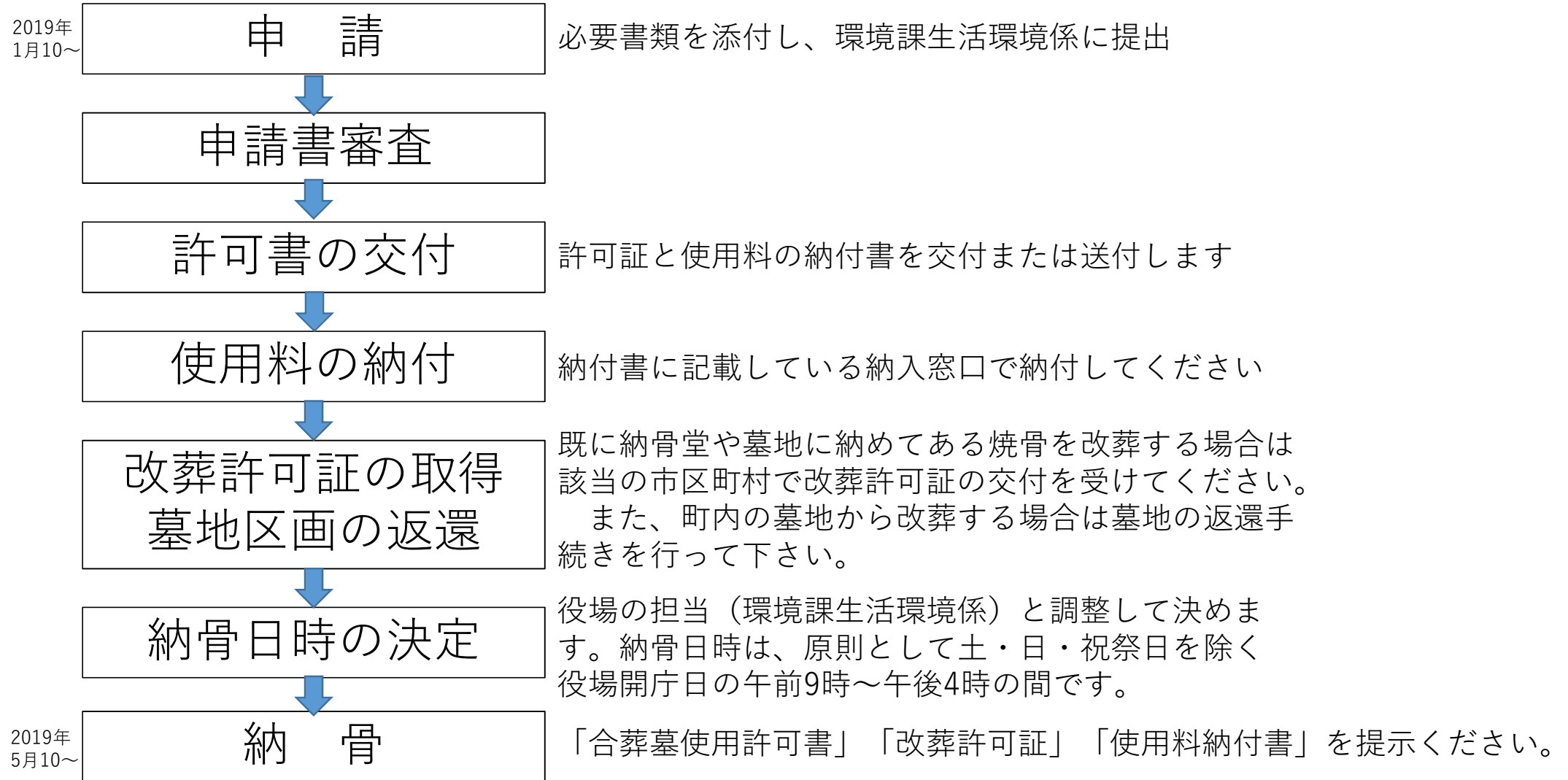
○使用料金

申請者が 町民 の場合	1体	10,000円
申請者が 町外者 の場合	1体	20,000円

○注意事項

- ・合葬式墓地（合同埋葬）ですので、一度埋葬された、お骨は返還できません。
- ・納入された使用料は返還できません。
- ・焼骨約700体分の広さがありますので、すぐに受付終了とはならない見込みです。
- ・ご家族等とよく相談のうえ、決めてください。

斜里町合葬墓の手続き



斜里町合葬墓の手続き(改葬の場合)

●町内霊園からの改葬の場合

○必要な手続き

- ①合葬墓使用申請
- ②改葬手続き
- ③墓地区画返還手続き

○必要な書類

- ①合葬墓利用申請
 - ・合葬墓利用申請書
 - ・埋葬者の火葬証明書(許可書)
- ②改葬手続き
 - ・改葬許可申請書
- ③墓地区画返還手続き
 - ・使用場所返還届

○注意事項

- ・斜里町霊園區画からの改葬の場合は、現在使用している区画返還が必要となります。
- ・区画返還に伴う、墓石工事等については、利用者さんのご負担です。工事日程等は直接石材業者等と手続きを行ってください。
- ・合葬墓利用申請書は焼骨1体につき1枚申請書が必要となります。
- ・使用申請書に添付する、火葬証明書(火葬許可書)は火葬を行った自治体で交付を受けてください。
- ・合葬墓利用申請書には、同意欄があり原則、埋葬者から4親等以内の親族2名の同意が必要です。

斜里町合葬墓の手続き(改葬の場合)

●町内霊園以外（他自治体墓地・寺院からの改葬の場合）

○必要な手続き

- ①合葬墓使用申請
- ②改葬手続き（他自治体等から）

○必要な書類

- ①合葬墓利用申請
 - ・合葬墓利用申請書
 - ・埋葬者の火葬証明書（許可書）
- ②改葬手続き（他自治体等から）
 - ・改葬許可申請書

○注意事項

- ・合葬墓利用申請書は焼骨1体につき1枚申請書が必要となります。
- ・合葬墓利用申請書には、同意欄があり原則、埋葬者から4親等以内の親族2名の同意が必要です。
- ・使用申請書に添付する、火葬証明書（火葬許可書）は火葬を行った自治体で交付を受けてください。
- ・他自治体から改葬の場合は、現在焼骨を納めている所の自治体から改葬許可証の交付を受ける必要があります。
- ・改葬許可証交付まで、日数がかかる場合がありますので、お早めにお手続きをお願いします。

斜里町合葬墓 焼骨改葬手続き

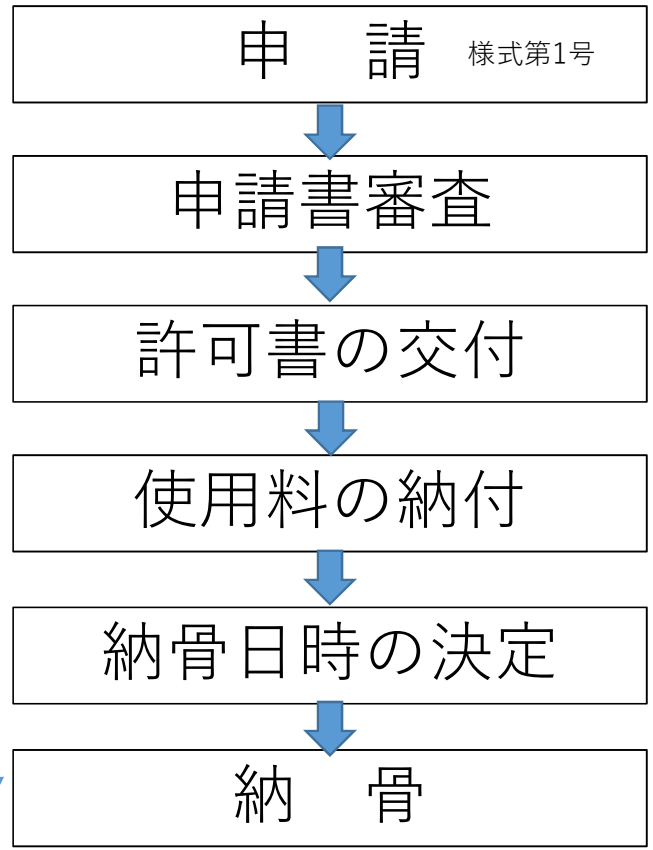
合葬墓

改葬

区画返還

〔 現在、斜里町の墓地区画を使用されている方 〕

時間の流れ



合葬墓使用許可の交付を受けた後、早急に！

